

施設運営検討等支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目 的

平成5年に建築された瑞穂町高齢者福祉センター寿楽は、建築から30年が経過し施設の老朽化に伴い、大規模改修事業に着手している。

改修後の施設は、1階は学童保育クラブを併設する多世代が交流できるパブリックスペースとなり、2階は高齢者福祉センターとした多世代交流施設（複合施設）として運営する。

令和5年3月に公表した「瑞穂町高齢者福祉センター改修工事基本設計」において、メインコンセプトを「共創共耕の多世代交流拠点」とし、ひとりでも多くの人たちがこの施設に「関わりしろ」を持つことで、「自分の居場所」と感じられるような施設とし、行政や施設運営事業者だけでなく、地域住民が協働でつくりあげていく持続可能なにぎわいのある施設を目指している。

また、さまざまな世代が交流できる地域拠点とするとともに高齢者の自主的な生きがい活動を行える場所として、Wi-Fi環境を整備をし、デジタルの活用を図る。

本業務では、多世代交流施設（複合施設）の設置及び運営の検討を進めるにあたり、必要となる調査・研究を実施し、併せて計画策定の支援と検討を行う。それらのことを達成するために必要となる資料作成、各種支援等の業務を行うことを目的とする。

2 業務概要

ア) 業務名

施設運営検討等支援業務委託

イ) 選定方式

公募型プロポーザル方式

ウ) 業務内容

別紙「施設運営検討等支援業務委託仕様書」のとおり

エ) 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで（2か年にまたがる契約）

オ) 見積限度額

令和5年度分：10,600,000円 令和6年度分：5,060,000円

総額：15,660,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）

カ) 支払い条件

支払いは、原則2回払いとし、令和6年3月及び令和7年3月に検査を実施した後とする。

3 参加資格

申込時において、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

ア) 東京都電子自治体共同運営電子調達サービスに登録をされ、瑞穂町における物品等競争入札参加資格者名簿に登録していること。

イ) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していないこと。

ウ) 法人及びその役員が、瑞穂町競争入札参加資格者指名停止基準（平成15年告示87号）による指名停止処分中でないこと。参加意向申出書等の提出期限の日から契約締結の間に、瑞穂町から指名停止の措置を受けた時は、参加資格を喪失するものとする。

エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に該当しない者

オ) 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次の①から④までの要件に該当するものでないこと。

① 会社再生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

② 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

③ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者

④ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別破産開始の申立てがなされている者

カ) 申請する事業者は、平成25年4月以降において、自治体等が発注した施設運営等の計画書作成やワークショップ支援業務または本業務内容に類似する業務を受託した実績を有していること。

キ) 当該審査のために提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

4 選考スケジュール

内容	日程（令和5年）
実施要領の公表	9月26日（火）
質問書の受付期限	10月 3日（火）午後5時まで
質問書への回答	10月 6日（金）予定
参加申込書提出期限	10月11日（水）午後5時まで必着

参加資格の審査・通知	10月16日（月）
提案書の提出期限	10月23日（月）午後5時まで必着
プレゼンテーション	10月31日（火）又は11月1日（水） ※事前に通知する。
契約候補者の決定・結果の通知	11月6日（月）予定
契約締結	11月初旬

※1 4者以上の参加申込があった場合は、書類審査（会社概要、業務実績）によりプレゼンテーションに参加できる3者を選定して結果を通知する。

5 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加する場合は、次の書類を提出すること。

ア) 提出書類

- ①参加申込書【様式1】：1部
- ②会社概要【様式2】：1部
- ③業務実績【様式3】：1部
- ④東京都電子自治体共同運営の電子調達サービスにおける競争入札参加資格審査受付票（写し）

イ) 提出期限

令和5年10月11日（水）午後5時まで（必着）

ウ) 提出方法

持参又は郵送による。なお、郵送の場合は提出期限までに必着とする。

エ) 提出先

「16. 問合せ及び書類の提出先」のとおり

6 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関して確認事項や不明な点がある場合は、次のとおりとする。

ア) 質問期限

令和5年10月3日（火）午後5時まで

イ) 提出書類

質問書【様式4】

ウ) 提出方法

電子メールにて提出すること。

エ) 提出先

「16. 問合せ及び書類の提出先」のとおり

オ) 質問への回答方法

令和5年10月6日(金)までに、全質問に対する回答を、質問者の名前を伏せたうえで、瑞穂町ホームページで公表する。

7 企画提案書等の提出

参加資格審査の結果、参加資格を有する旨の通知を受けた事業者は、以下の方法によって企画提案書等を提出すること。

ア) 提出書類

	提出書類	様式等	枚数等
①	企画提案書表紙	様式6	1枚
②	実施体制調書 ・業務実施体制 ・統括責任者、担当者の経歴等	様式7-1 様式7-2	各1枚
③	業務内容に対する提案書	様式8-1 様式8-2 様式8-3	テーマごとに1枚以内(片面のみ)にまとめ、合計3枚以内まで可能
④	業務工程表	自由様式	1枚
⑤	見積書	様式9	1枚
⑥	見積内訳書	自由様式	1枚

イ) 提出期限

令和5年10月23日(月)午後5時まで

ウ) 提出部数

8部(正本1部、副本7部)

エ) 提出方法

持参又は郵送にて提出する。なお、郵送の場合は提出期限までに必着とする。

オ) 提出先

「16. 問合せ及び書類の提出先」のとおり

8 企画提案書の作成に関する注意事項

次のとおり作成すること。

ア) 日本工業規格によるA4判の規格、左綴じで作成すること。

イ) 提出書類は、上記7ア)の順に綴じ、表紙以外のすべての用紙の下部に通し番号(ページ番号)を付すこと。

ウ) 文字の大きさは10ポイント以上とすること。

9 選考方法

ア) 選考手順

参加事業者ごとに、別表1の審査基準に基づいて評価及び選考を行う。参加申込が4者以上あった場合は、書類審査(会社概要、業務実績)によりプレゼンテーションに参加できる3者を選定して結果を通知する。

選考に当たっては、最低基準を設け、最低基準を満たした者のうち、得点が最も高かった者を最優秀提案者として決定し、次に得点の高かった者を次点の提案者として決定する。

なお、参加事業者が1者の場合でも選考を行う。審査の結果、最低基準の点数を上回る参加事業者がいなかった場合は、本プロポーザルにおいて最優秀提案者の決定は行わないものとする。

イ) 審査基準

別紙1の審査基準により評価する。

10 プレゼンテーションについて

企画提案内容をより深く理解するため、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

ア) 日 時 令和5年10月31日(火)又は11月1日(水)

※現時点の予定であり、申込数により変更となる場合があります。

イ) 場 所 瑞穂町役場2階会議室2-1・2-2

※日時・場所等の詳細については別途通知する。

ウ) 出席者 3名以内。総括責任者及び主任担当者は必ず出席のこと。

エ) 時 間 1者あたり45分程度(入場・準備等5分、プレゼンテーション20分以内、質疑応答15分以内、片付け・退場5分)

オ) 内 容 事前に提出した企画提案書に基づいたプレゼンテーション

カ) 留意事項

①資料は事前に提出された業務実績調書及び企画提案書を使用するため、改めて企画提案書等を用意する必要はない。

②プレゼンテーションは非公開とする。

③パソコン等を使用する場合は、瑞穂町がスクリーン、プロジェクタ、HDMI ケーブルを用意する。パソコン等その他プレゼンテーションに必要な機器は、事業者が用意しプレゼンテーション日に持参するものとする。(パソコン等を使用してプレゼンテーションを行う場合でも、事前に提出した企画提案書と同内容とする。)

11 審査結果通知

審査結果は、すべての企画提案書提出者に対し、電子メール及び書面で通知する。

12 契約締結

本委託業務の契約候補者として選定された事業者と以下の要領で契約の交渉を行う。

ア) 辞退等

辞退その他の理由に（「3 参加資格」のエ〜キに該当することとなった場合等）で契約できない場合は、次点の事業者を契約候補者とし契約の交渉を行う。

イ) 契約内容及び金額

最終的な契約内容及び金額については、契約候補者と瑞穂町の間で提案内容等を確認し、決定する。※提案内容及び見積書をもって直ちに契約を行うものではない。

13 失格条項等

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア) 提出期限に遅延した場合

イ) 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ) 審査の公平性を害する行為があった場合

エ) 参加資格を有していないことが判明した場合

オ) 提出された見積金額が瑞穂町の見積限度額を超えている場合

カ) 企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

キ) その他、審査委員が失格にあたる事由があると認めた場合

14 情報公開及び情報の提供

本業務における公正性及び透明性を高めるとともに説明責任を果たすため、本業務に関する情報について、参加者の正当な利益を害する場合を除き公開対象とする。

なお、情報公開及び情報の提供は、瑞穂町情報公開条例の規定に基づいて公開し、契約候補者決定に影響を及ぼさないように行うものとする。

15 その他留意事項

- ア) 本プロポーザルの参加に要する費用は、すべて参加する事業者負担とする。
- イ) 提出書類は、日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- ウ) 提出後の企画提案書等の修正は、提出期限内においてのみ可能とする。
- エ) 提出書類は返却しない。
- オ) 企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成する場合がある。
- カ) 提出書類に虚偽の記載をし、プロポーザルが無効とされた場合、その者に対し指名停止措置を行う場合がある。
- キ) 提出書類のため瑞穂町より受領した資料は、町の許可なく公表、使用できない。
- ク) 参加申込書を提出してから、契約締結までの間に、やむをえず参加辞退する場合は、辞退届【様式5】を提出すること。
- ケ) 本業務を受注した事業者は、改修後（リニューアルオープン後）の施設の運営事業者選定に参加申込をすることができない（受注することができない）ことに留意すること。

16 問合せ及び書類の提出先

〒190-1292

東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2335番地

瑞穂町福祉部高齢者福祉課（担当）和田・中村

電話番号：042-557-7623（直通）

Eメールアドレス：kaigo@town.mizuho.tokyo.jp

ホームページ：<https://www.town.mizuho.tokyo.jp/>